

電子申請によりご意見を提出される方は、
下のQRコードをスマートフォン等で読み取り、
専用のフォームからご意見をご提出いただけます。



長崎県食品ロス削減推進計画

素 案



長 崎 県
令和2年12月

長崎県食品ロス削減推進計画

[目次]

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の位置付け	4

第2章 現状と課題

1 食品ロスの概要	5
2 食品廃棄物の発生量	6
(1) 一般廃棄物中の食品廃棄物	6
①家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物	6
②事業系一般廃棄物中の食品廃棄物	6
(2) 産業廃棄物中の食品廃棄物	6
3 食品ロスの発生量	7
(1) 家庭系食品ロス	7
(2) 事業系食品ロス	8
4 長崎県が抱える課題	10

第3章 計画の目標

1 本県の目指す姿（将来像）	11
2 数値目標の設定	11
(1) 全国の食品ロス発生量と削減目標	11
(2) 長崎県の食品ロスの削減目標	12

第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 各主体に求められる責務と役割	14
(1) 消費者	14
(2) 農林漁業者・食品関連事業者	14
(3) 事業者（農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む。）	14
(4) マスコミ・消費者団体・NPO等	14
(5) 県・市町	14
2 県の施策	15
(1) 基本的施策の推進	15
(2) 家庭系食品ロス対策	16
(3) 事業系食品ロス対策	18

第5章 計画実現に向けた推進体制

1 推進体制	22
2 進行管理	22

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品、いわゆる「食品ロス」については、日本国内で約 612 万トン（※1）、1人1日あたり約 132 グラム発生していると推計されています。

このうち、調理時の過剰除去や日々の食事の食べ残し、期限切れによる廃棄等、家庭からの排出量が約 284 万トン、また、食品の製造・卸売・小売の各段階における「規格外品」・「売れ残り」の発生や、外食産業における「作りすぎ」・「食べ残し」等、食品関連事業者からの排出量が約 328 万トンであるとされています。

全世界、特に貧困地域における人口が増加の一途をたどり、将来的な食料不足が懸念される中、日本の食料自給率（カロリーベース）は約 38%（※2）と主要先進国の中で極端に低く、多くの食料を輸入に依存しています。しかしその一方で、飢餓や栄養失調に苦しむ世界中の人々に向けた食糧援助量（約 390 万トン）（※3）の約 1.6 倍に相当する食品ロスが発生しています。

また、食品ロスを焼却処理することで CO₂ が排出され、気候変動や生物多様性の損失を引き起こす一因にもなり、食品ロスの発生は、単に「もったいない」という問題だけではなく、環境問題等の様々な社会問題にも関連しています。

このような中、食品ロス問題に関する国際的な関心は近年高まりを見せ、2015 年の国際連合総会で採択された SDGs（持続可能な開発目標）においては、食品ロスの削減が 2030 年までに達成すべきターゲットの 1 つに掲げられ、世界中で取り組むべき問題として注目されています。

国においても、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行、令和 2 年 3 月には、食品ロス削減推進法第 11 条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、我が国における食品ロス削減のための目指すべき方向が示されました。食品ロス削減推進法では、食品ロスを削減していくため、「国民各層が主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと」、また、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくこと」が重要であるとされています。

こうした状況を踏まえ、本県においても、大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成と有効活用を図るため、食品ロス削減推進法第 12 条に基づき「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定します。

本県の食品ロス問題の解決及び貧困・環境問題等のあらゆる社会問題の解決の一助となるよう、県民運動として食品ロスの削減を推進していきます。

※1 国（農林水産省及び環境省）による推計（平成 29 年度実績）

※2 農林水産省（2020）「食料需給表 令和元年度」

※3 国際連合世界食料計画（WFP）2018 年実績

持続可能な開発目標 “SDGs” とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。先進国・開発途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとそのゴールごとに設定された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

【持続可能な世界を実現するための17の目標】



17のゴールのうち、食品ロス問題は目標12『つくる責任 つかう責任』において言及されています。

この『つくる責任 つかう責任』とは、持続可能な生産（つくる）と消費（つかう）の形態を確保することであり、農林漁業者や食品製造業者における食品の生産段階から、小売店や一般家庭における消費段階に至るあらゆる場面で発生する食品ロスを削減することは、目標12を実現するために不可欠な取組であると言えます。

また、発生した食品ロスをフードバンク活動へ提供することによる生活困窮者の救済や、焼却処理量の減少による環境負荷の低減にもつながる等、食品ロスを削減することは、他のSDGsの目標の課題を解決する手助けともなります。

●SDGs目標12『つくる責任 つかう責任』の具体的なターゲット

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する手定期報告に盛りこよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項にしたがって持続可能な公共調達を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より自足可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する化石燃料に対する非効率的な補助金を合理化する。

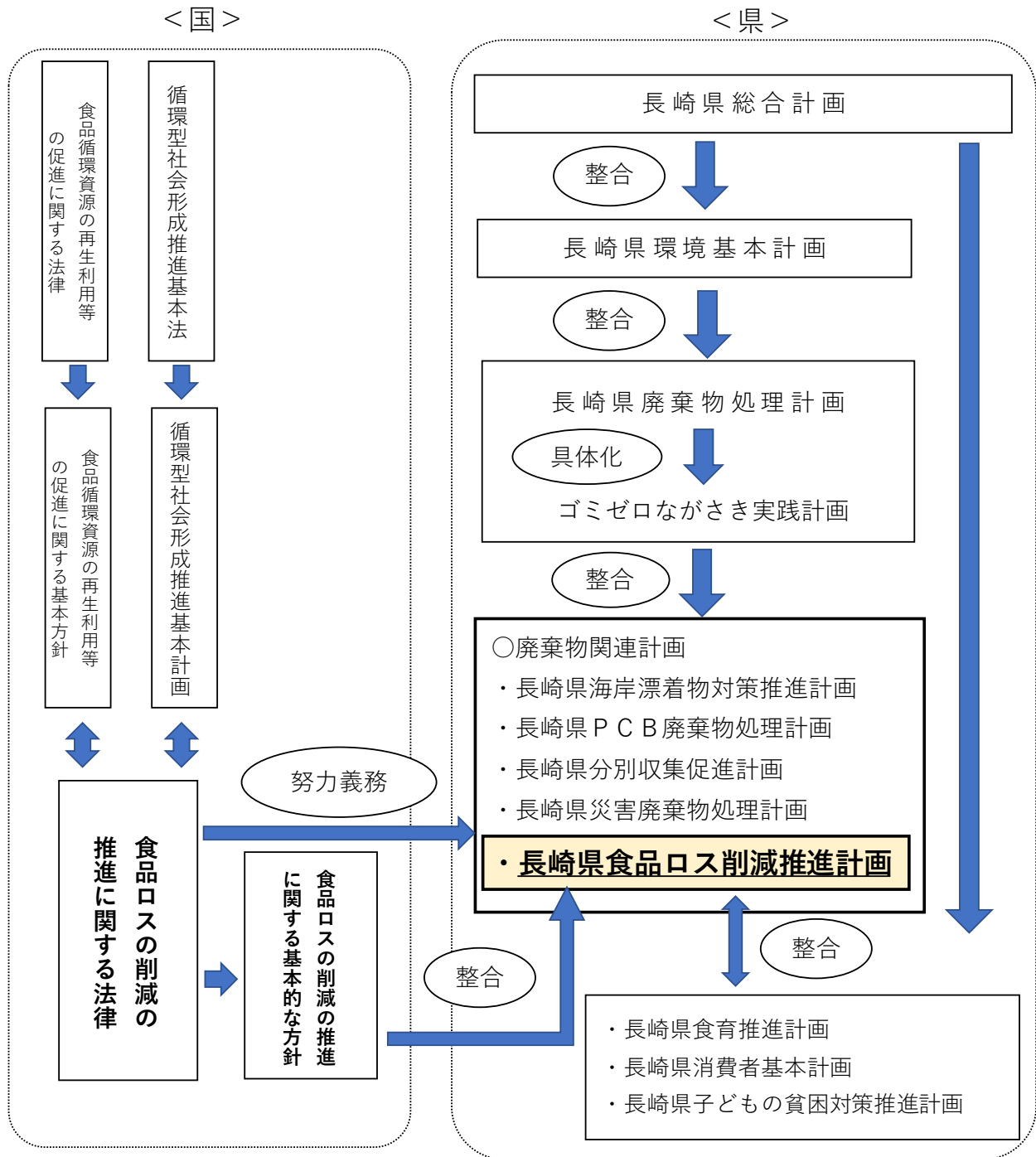
2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とし、令和7年度を目標年次とします。

3 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項に基づき、国が定める基本方針を踏まえて都道府県が策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」に位置づけられるものです。

また、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県廃棄物処理計画」等とも整合を図り策定する計画です。

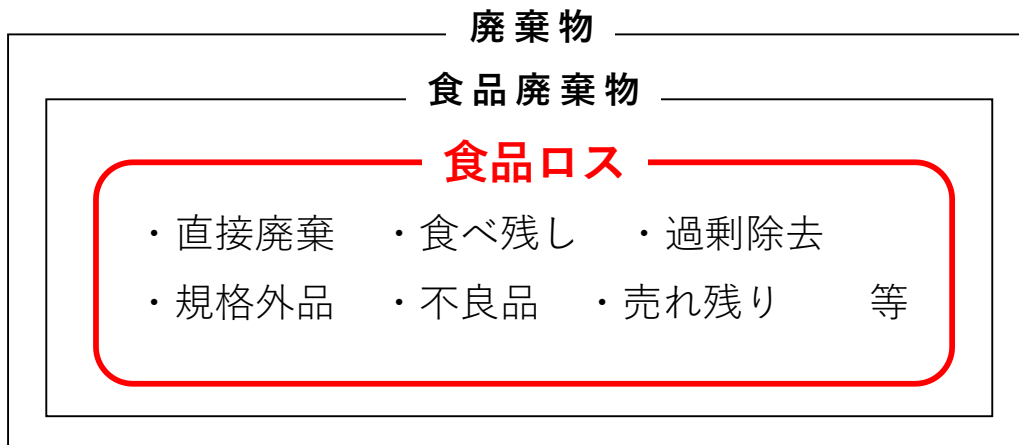


第2章 現状と課題

1 食品ロスの概要

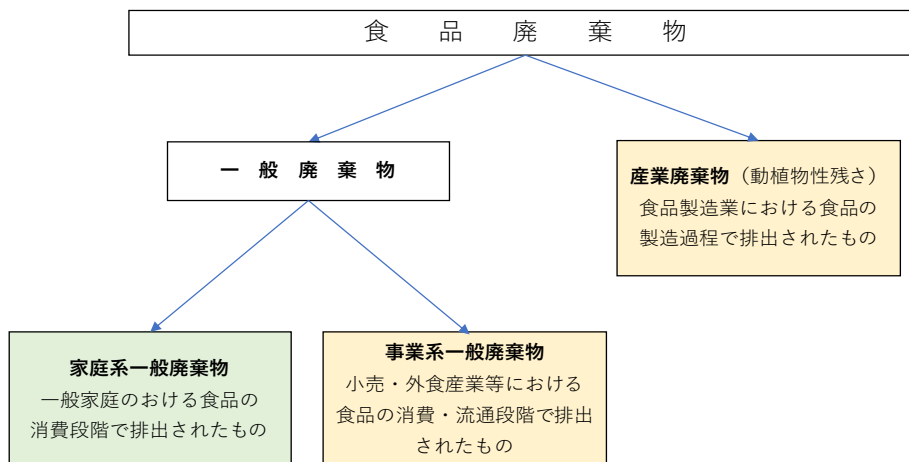
食品ロスは、買いすぎ等により未開封のまま捨ててしまう直接廃棄や、作りすぎや注文しすぎ等により食べきれずに捨ててしまう食べ残し、調理過程において本来食べられる部分まで過剰に取り除いてしまう過剰除去等に分類されます。

<食品ロスの内訳>



また、廃棄物はその発生元により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されますが、食品廃棄物の一般廃棄物は、一般家庭や小売・外食産業等における消費・流通段階で排出される食品廃棄物、産業廃棄物は、食品製造業における食品の製造過程で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める「動植物性残さ」として排出される食品廃棄物です。

<一般廃棄物と産業廃棄物の分類>

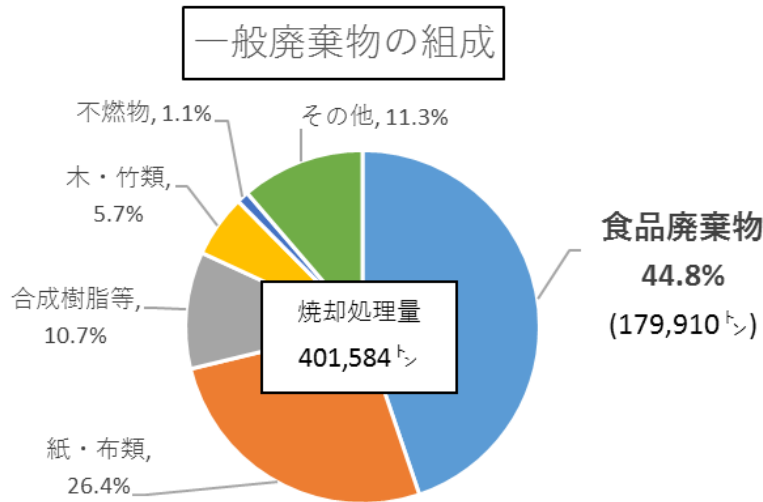


本計画では、一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物中の食品ロスを「家庭系食品ロス」、食品の製造・流通・小売・外食産業等から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物中の食品ロスを「事業系食品ロス」として整理します。

2 食品廃棄物の発生量

(1) 一般廃棄物中の食品廃棄物

令和2年度に本県が実施した一般廃棄物の組成調査において、焼却処理される一般廃棄物のうち食品廃棄物の割合が全体の44.8%を占め、食品廃棄物の発生量は、179,910トﾝでした。



①家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物

「令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）」によると、家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く。）に対する食品廃棄物の発生割合は31.5%であるとされています。

本県の家庭系ごみ（粗大ごみ除く。）の収集量は、286,458トﾝであることから、本県の家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物の発生量は、90,234トﾝです。

②事業系一般廃棄物中の食品廃棄物

一般廃棄物中の食品廃棄物の発生量は179,910トﾝ、家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物は90,234トﾝであることから、本県の事業系一般廃棄物中の食品廃棄物は、89,676トﾝです。

(2) 産業廃棄物中の食品廃棄物

令和2年度に本県が実施した調査では、食品製造業者等から発生する「動植物性残さ」は26,651トﾝでした。

○食品廃棄物の発生量

一般廃棄物	一般廃棄物		産業廃棄物	合計
	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物		
179,910トﾝ	90,234トﾝ	89,676トﾝ	26,651トﾝ	206,651トﾝ

3 食品ロスの発生量

(1) 家庭系食品ロス

「令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）」の結果によると、家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合は、

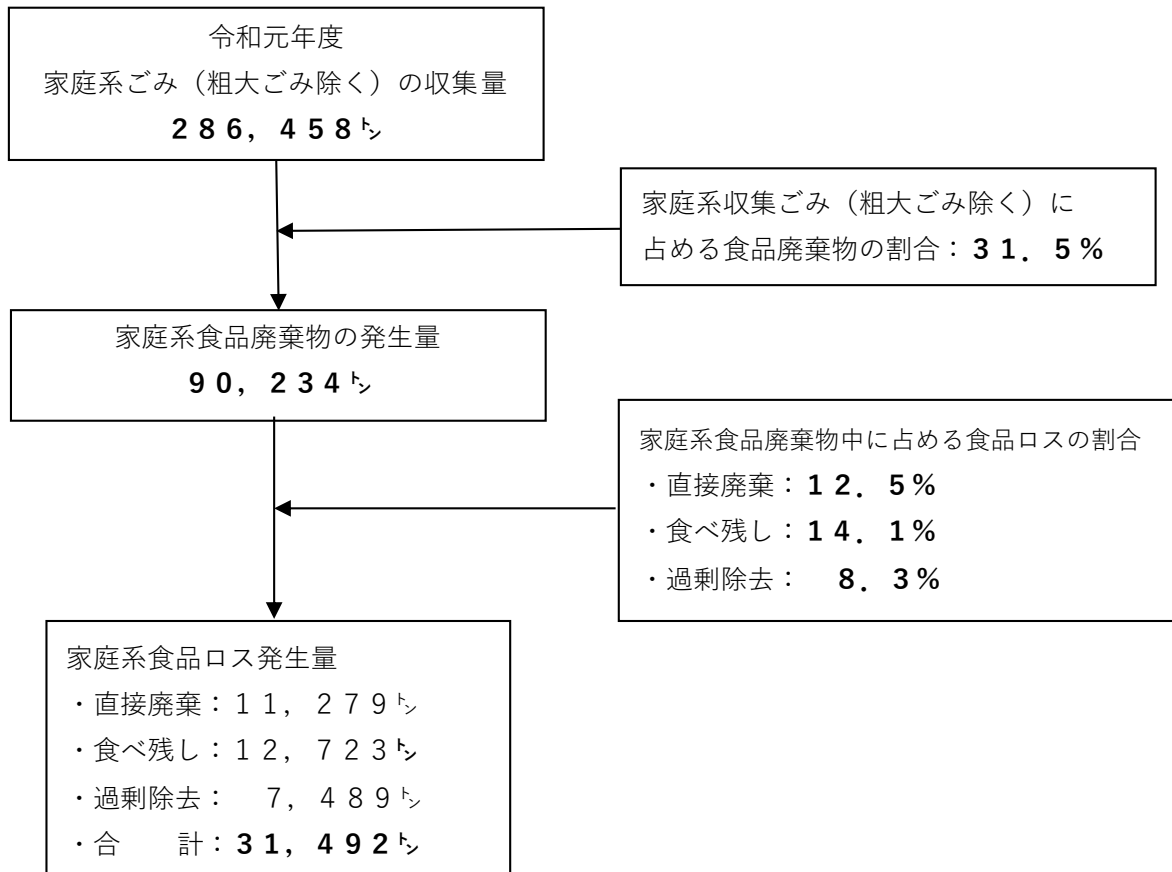
- ・直接廃棄：12.5%
- ・食べ残し：14.1%
- ・過剰除去：8.3% となっており、

前項で算出した「家庭系食品廃棄物」の発生量に、これらの発生割合を乗じると、本県の家庭系食品ロス量は31,492トニなります。

家庭系食品廃棄物の発生量	家庭系食品ロスの発生量			
	合計	うち直接廃棄 (12.5%)	うち食べ残し (14.1%)	うち過剰除去 (8.3%)
90,234トニ	31,492トニ	11,279トニ	12,723トニ	7,489トニ

(推計フロー)

《実数・推計値》



(2) 事業系食品ロス

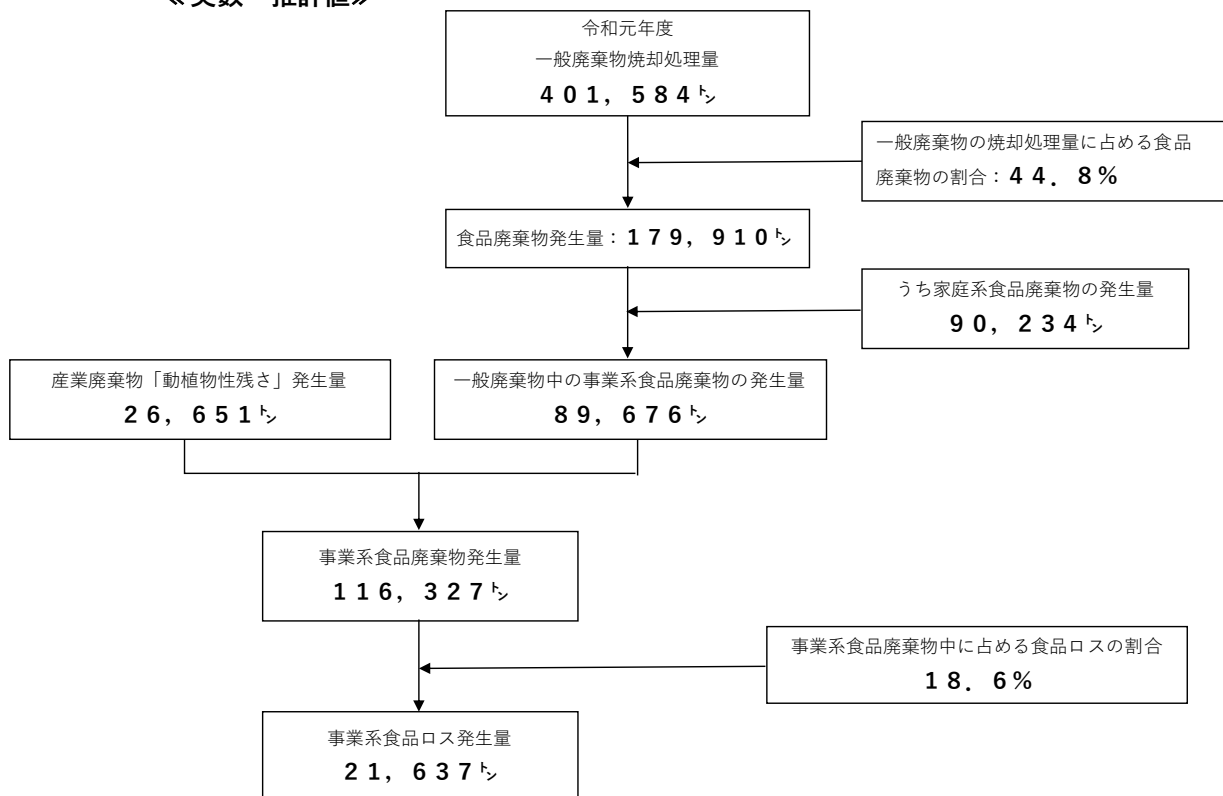
本県の事業系食品廃棄物の発生量は、事業系一般廃棄物中の食品廃棄物 89,676 トンと産業廃棄物「動植物性残さ」 26,651 トンを合算した 116,327 トンとなります。

本県の事業系食品ロスについては、国の事業系食品廃棄物に占める割合※により 21,637 トンとなります。

① 事業系食品廃棄物の発生量		② 食品ロスの割合※		食品ロス発生量 ①×②
事業系一般廃棄物の食品廃棄物	産業廃棄物「動植物性残さ」			
89,676 トン	26,651 トン	18.6%		21,637 トン

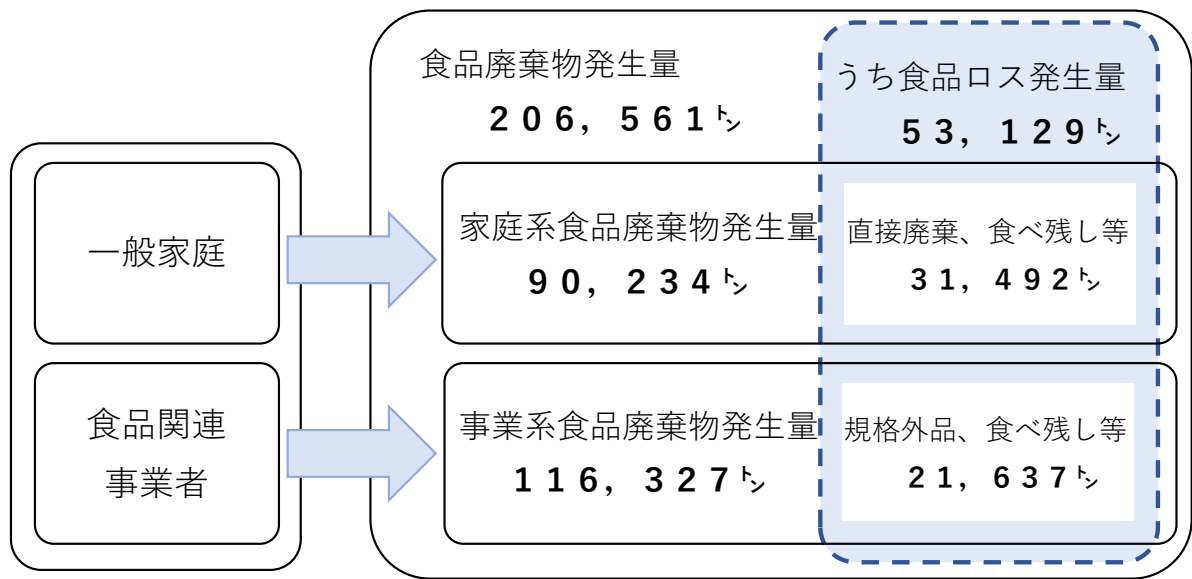
(推計フロー)

《実数・推計値》



※平成29年度の事業系食品廃棄物に占める食品ロスの割合（環境省・農林水産省）

食品ロスの発生状況<概念図>



本県の食品ロスの発生量

発生量	家庭系	事業系
53,129ト	31,492ト	21,637ト
108g/人・日	64g/人・日	44g/人・日

4 長崎県が抱える課題

- 食品ロス問題に係る県民の皆様の意識は高いものの、家庭系食品ロスは全国値を上回っているため、自身の取組について再認識していただく必要があります。
- 生産、流通段階で発生する食品ロスの削減のために事業者にはその対策に取り組んでもらう必要があります。
- 生産、流通、消費段階とあらゆる場面で発生する食品ロスの削減に有効的なフードバンク活動を推進するため、その活動を知ってもらうための周知・啓発に取り組むとともに、フードバンク団体の取組を支援していく必要があります。

第3章 計画の目標

1 本県の目指す姿（将来像）

食品ロス削減推進法では、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階で発生している食品ロスを削減していくためには、消費者・事業者がこの問題を意識して、普段の生活から削減に取り組むことが重要としています。

やむを得ず発生した未利用食品については、フードバンク団体への提供等によりできるだけ食品として活用していく必要があります。

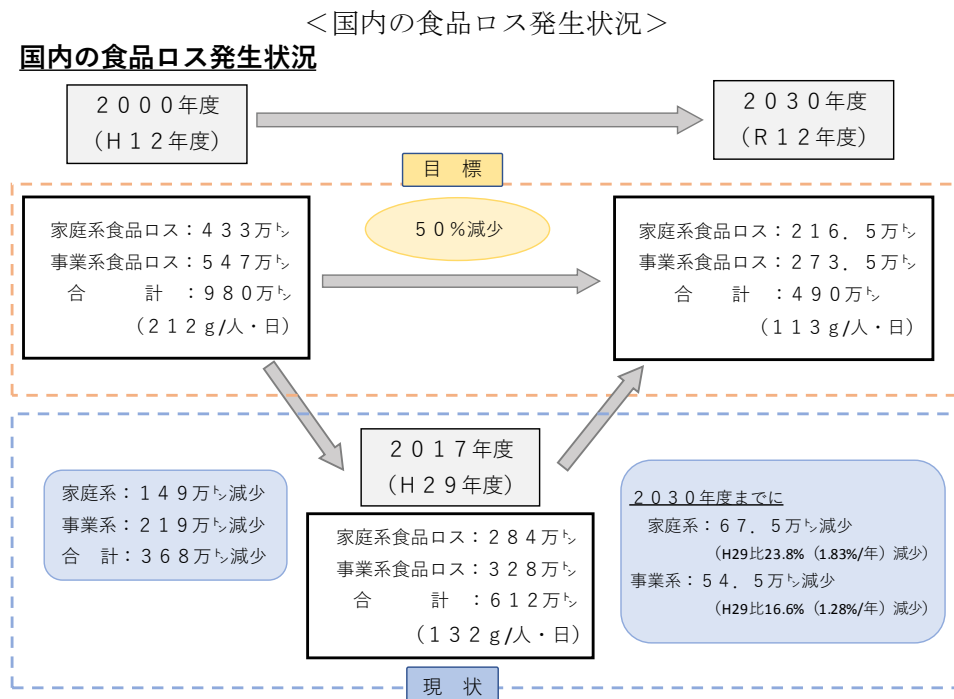
このことから、県民各層の連携協力の下、食品ロスの削減による持続可能な社会の実現を目指し、本計画における本県の目指す姿を「ながさき食ロスゼロ」と定めます。

2 数値目標の設定

(1) 全国の食品ロス発生量と削減目標

SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」のターゲット12.3では「2030年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」と掲げられています。

このことを踏まえ、国においては、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。



現状、国内の食品ロス発生状況（2017年度実績）については、前頁のとおり、家庭系食品ロスについては149万ト、事業系食品ロスについては219万ト減少しています。

2030年度目標の家庭系食品ロス216.5万トまで、あと67.5万ト（2017年度比で23.8%、年1.83%）、事業系食品ロス273.5万トまであと54.5万ト（2017年度比で16.6%、年1.28%）の削減が必要です。

（2）長崎県の食品ロスの削減目標

＜目標1＞ 食品ロス発生量

令和7年度までに令和元年度比で、家庭系及び事業系一般廃棄物中の食品ロスについては「第5次長崎県廃棄物処理計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）」に基づき、1人1日あたりの発生量を10%削減し、産業廃棄物中の食品ロスについては国の削減計画に準じ、排出量を8%削減することとし、令和7年度における1人1日あたりの食品ロス発生量を98gとします。

発生量	家庭系	事業系※
45,703ト	26,904ト	18,799ト
98g/人・日	58g/人・日	40g/人・日

本県の令和元年度における1人1日あたりの食品ロス発生量は108gです。

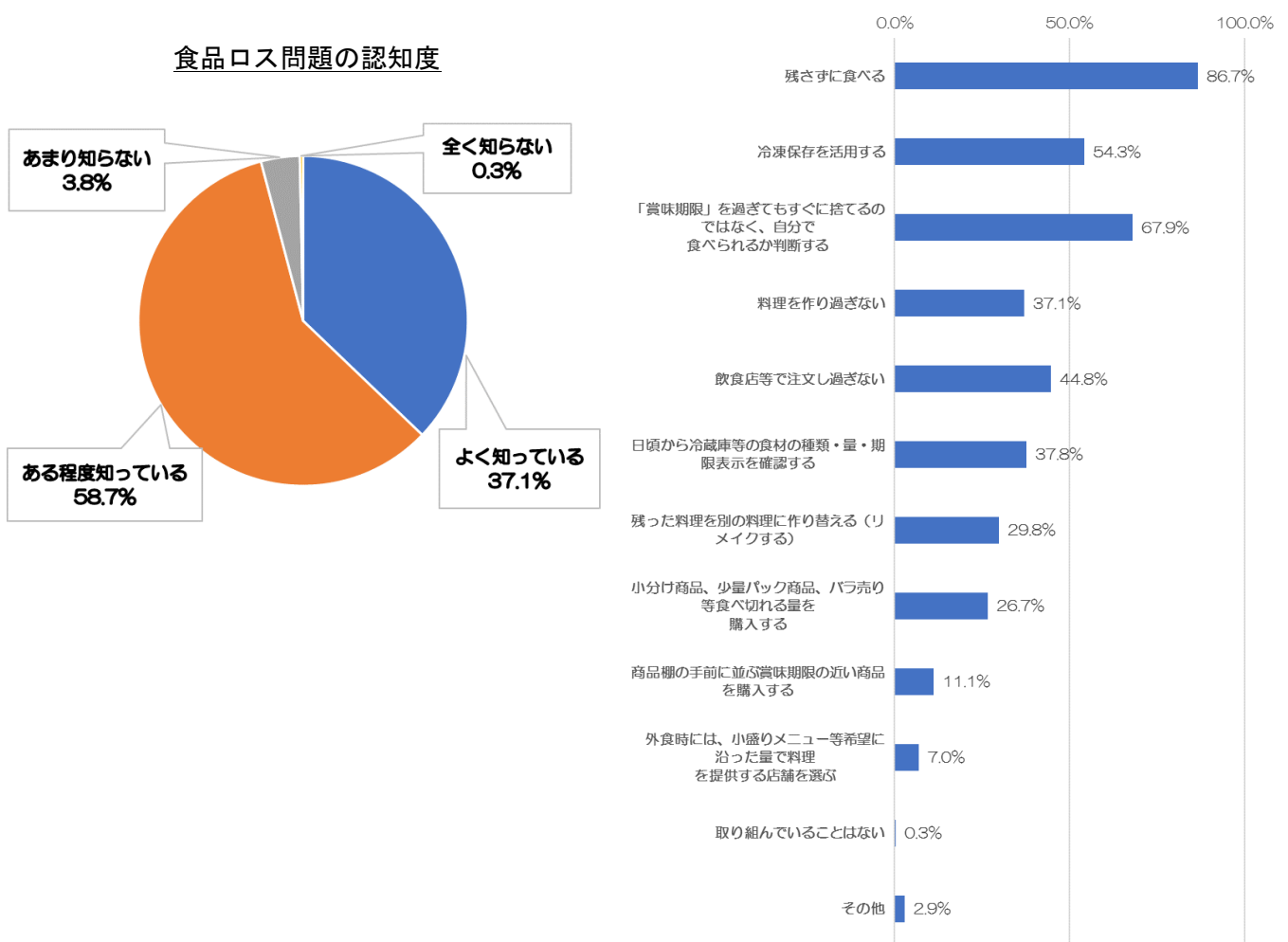
発生量	家庭系	事業系※
53,129ト	31,492ト	21,637ト
108g/人・日	64g/人・日	44g/人・日

※事業系食品ロスには産業廃棄物も含まれる。

＜目標2＞ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

食品ロスを削減していくためには、消費者一人ひとりの意識付けが非常に大切であり、国の基本方針においても、食品ロスの削減目標として「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」との目標が示されています。

令和2年度に本県が行った「食品ロスの認知度と取組状況に関する調査」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合は95%でしたが、今後も食品ロス問題の理解度も高め、さらに自発的な取組を進めることとして、令和7年度までこの95%を持続することとします。



食品ロス削減のための取組み状況（複数回答）

（資料：令和2年度 WEB 県政アンケート）

第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 各主体に求められる責務と役割

食品ロスの削減を推進するためには、食品ロスの発生元となる消費者・食品関連事業者に限らず、それ以外の事業者やマスコミ、消費者団体、NPO等が協力して取り組んでいくことが大切です。

(1) 消費者

消費者は、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、買い物や調理、外食時等に、自らができることを行動に移す。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む事業者と協力する。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者・食品関連事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。

また、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減と、県・市町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力する。

(3) 事業者（農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む。）

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。

(4) マスコミ・消費者団体・NPO等

マスコミ、消費者団体、NPO等は、食品ロス削減に取り組む消費者・事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動を行う。

(5) 県・市町

県は、国及び市町と連携して、食品ロスの削減のための教育・普及啓発、事業者への取組支援、フードバンク活動への支援等の施策を総合的に実施し、さらに、市町は地域の特性に応じた施策を実施する。

2 県の施策

(1) 基本的施策の推進

本県においては、「長崎県食品ロス削減推進協議会」を中心として、消費者・事業者・市町等が連携・協力して食品ロス削減を推進していくため、以下の施策を展開していきます。

①教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

②食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

③表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスターコンテストも通じて食品ロス対策を促進します。

④情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

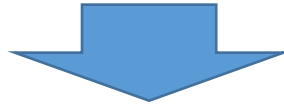
⑤未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

(2) 家庭系食品ロス対策

行動内容	
普及啓発	地域や学校からの求めに応じ、研修会・学習会等に食品ロス削減に関する講義を実践できる有識者を派遣する。 【県民生活環境課】
	高等学校等における家庭科などの授業に消費生活相談員を講師として派遣し、実践的な消費者教育を推進する中で、食品ロス等について取り上げ、環境に配慮した消費行動の大切さに関する普及・啓発を実施する。 【食品安全・消費生活課】
	毎日の給食で食べ残しをしないよう偏食指導を行う。 【体育保健課】
	6月の食育月間や1月の給食週間、生活科の授業等において「食品ロス」に関する学習を行う。 【体育保健課】
	食品ロス削減にも配慮した非常時にも対応できる食に関する知識の普及を図る。 【食品安全・消費生活課】
	食品ロス問題とその削減の重要性を消費者・事業者に認識していただくため、HPやラジオ、広報誌、新聞等の各種メディアを活用して、家庭でできる食品ロス削減のための取組や3010運動等の啓発活動を行う。 【資源循環推進課】
	食品ロス削減に関するイベントを開催し、食べ物を大切にするという消費者・事業者の意識の醸成を図る。 【資源循環推進課】
	食品ロス等の削減に関する啓発資材（ポスター・リーフレット・マグネット・コースター等）の作成、配布等により、普及啓発を行う。 【資源循環推進課】
	食品の期限表示の「消費期限」は安全に食べられる期限、「賞味期限」はおいしく食べられる期限であり、2つの違いを重点的に普及啓発することで、期限切食品の廃棄を減らすために、小売店での期限間近商品の購入を促進する。 【資源循環推進課】
	食材の無駄をなるべく出さない調理方法（エコクッキング）や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など、食材の有効活用を促進する。 【資源循環推進課】
表彰	食品ロスの削減に関し、顕著な功績がある方の表彰を行う。 【資源循環推進課】
	県内の小中学生を対象に、食品ロス削減をテーマとしたポスターコンテストを開催し、入選者に対し表彰を行う。また、入選作品を用いた啓発資材を作成する。 【資源循環推進課】
情報収集・提供	食品ロス削減などに取り組むNPO・ボランティア活動に対して、相談・助言・情報提供等を行う。 【県民生活環境課】
	小中学生対象の食品安全教室、大学生食品安全講座、食育講演会など、各種講習会等の一部に食品ロス削減に関する内容を盛り込み、正しい情報の提供を行う。 【食品安全・消費生活課】
	食育において、地域への貢献度が高く、他の模範となる活動を行っている者の表彰を行い、受賞者の活動について、びわ太郎食育通信等の情報誌を通じて紹介する。 【食品安全・消費生活課】
	食品ロスに関するHPにおいて、食品ロス削減に関するイベントやフードバンク活動、九州食べきり協力店を紹介する。 【資源循環推進課】
	食育との連携により食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成し、食品ロス等の発生を減らす食生活を推進する。 【食品安全・消費生活課】

行動内容	
未利用食品 の活用	未利用食品の有効活用のため、フードドライブの設置やフードバンク団体の活動の紹介を行う。 【資源循環推進課】
	手付かず食品の削減に有効な家で余っている食材を持ち寄って料理をする会合等を紹介し、県内での開催拡大や定着を図る。 【資源循環推進課】



○本県の目指す姿

行動内容	
買物時	事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
	事業者の食品在庫が過剰にならないように欠品を許容する意識を持つ。
保存時	食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
	賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、容易に廃棄せずできるだけ利用する。
調理時	使わないまま捨ててしまう食材をなくすため、冷蔵庫の中身を使い切る料理（秋冬は鍋、春夏はカレー、スープ等）のオリジナル使い切りメニューを楽しむ。
	食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らす。食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
外食時	食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにする。宴会時には、最初と最後に料理を楽しんで食べる時間を設け、おいしい食べきり（「3010運動」等）を実践する。

○削減目標

64g／人・日 （令和元年度）	⇒	58g／人・日 （令和7年度）
----------------------------------	---	----------------------------------

(3) 事業系食品ロス対策

行動内容	
普及啓発	食品ロス問題とその削減の重要性を消費者・事業者に認識していただくため、HPやラジオ、広報誌、新聞等の各種メディアを活用して、家庭でできる食品ロス削減のための取組や3010運動等の啓発活動を行う。 【資源循環推進課】
	食品ロス削減に関するイベントを開催し、食べ物を大切にするという消費者・事業者の意識の醸成を図る。 【資源循環推進課】
	食品ロス等の削減に関する啓発資材（ポスター・リーフレット・マグネット・コースター等）の作成、配布等により、普及啓発を行う。 【資源循環推進課】
	食品の期限表示の「消費期限」は安全に食べられる期限、「賞味期限」はおいしく食べられる期限であり、2つの違いを重点的に普及啓発することで小売店での賞味期限直後の廃棄を減らす。 【資源循環推進課】
事業者 取組支援	HACCPに沿った衛生管理手法等の普及・啓発を行い、必要量に応じた食品の仕入れ・製造・販売における廃棄品を最小にするための工程管理等に努めるよう啓発を行う。 【生活衛生課】
	農産物直売所に対し研修会等を通じて食品ロス削減の意識啓発を行うとともに、フードバンクとの連携を支援する。 【農山村対策室】
	春季のブリや秋季のシイラなど大量に漁獲される水産物の無駄のない利用に向けた食品関連事業者等の加工への取組を支援する。 【水産加工流通課】
	小盛りメニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなど、食品ロスの削減に取り組む店舗を「九州食べきり協力店」として登録し、県民が利用するようHP等により広く周知を行います。 【資源循環推進課】
	食品流通段階での納品期限や販売期限に関するいわゆる「1/3ルール」などの商慣習の見直しについて、国、業界団体の動向を見ながら県内事業者へ取組を促す。 【資源循環推進課】
表彰	食品ロスの削減に関し、顕著な功績がある方の表彰を行う。 【資源循環推進課】
情報収集 ・提供	食育において、地域への貢献度が高く、他の模範となる活動を行っている者の表彰を行い、受賞者の活動について、びわ太郎食育通信等の情報誌を通じて紹介する。 【食品安全・消費生活課】
	食品ロスに関するHPにおいて、食品ロス削減に関するイベントやフードバンク活動、九州食べきり協力店を紹介する。 【資源循環推進課】
未利用食品 の活用	使用期限が1年を切った災害時用備蓄食料等の有効活用を図るため、県が備蓄する食料等をフードバンク団体等へ寄付する。 【福祉保健課】
	子どもの貧困対策とフードバンク活動を連動させた取組の広域展開を促進するため、先進的な取組を行う民間団体のノウハウを市町や社会福祉協議会に提供する。 【こども家庭課】
	農産物直売所に対し研修会等を通じて食品ロス削減の意識啓発を行うとともに、フードバンクとの連携を支援する。 【農山村対策室】
	春季のブリや秋季のシイラなど大量に漁獲される水産物の無駄のない利用に向けた食品関連事業者等の加工への取組を支援する。 【水産加工流通課】
	未利用食品の有効活用のため、フードドライブの設置やフードバンク団体の活動の紹介を行う。 【資源循環推進課】

行動内容	
未利用食品 の活用	新たに設置を検討されるフードバンク団体へは「長崎県フードバンク活動ガイドライン」を紹介し、食品の品質管理の面での取組をサポートする。 【資源循環推進課】
	新たな食品提供事業者や輸送協力事業者を発掘し、フードバンク団体とのマッチングを進め、フードバンク活動を支援する。 【資源循環推進課】



○本県の目指す姿

行動内容	
食品製造 業者等	規格外や未利用の農林水産物を有効活用する。
	食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
	食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む。
	消費実態に合わせた容量の商品製造に取り組む。
	製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用する。
卸売・ 小売業者	天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。
	季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
	賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。
	小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
	食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
	食品流通段階での納品期限や販売期限に関するいわゆる「1/3ルール」などの商慣習について見直す。
外食事業者	天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
	消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
	おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
全事業者	包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売する。
	そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングの活用等による売り切りの工夫を行う。
	未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動）とその役割を理解し、連携した取組を行う。
	食品ロスの削減に向けた取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

○削減目標

<p>44g／人・日 ⇒ 40g／人・日</p> <p>（令和元年度） （令和7年度）</p>
--

【取組の進捗を評価する指標】

【内 容】	【現 状】 (令和2年度)	【目 標】 (令和7年度)
10月の「食品ロス削減月間」に啓発イベントを行う。	1回/年	1回/年



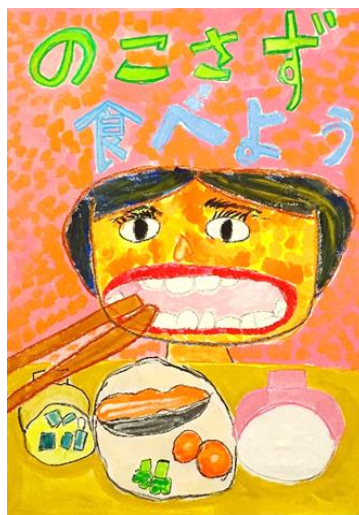
令和2年10月17日に県庁で開催したフードドライブで集まった未利用食品

【内 容】	【現 状】 (令和2年度)	【目 標】 (令和7年度)
「長崎県食品ロス削減ポスターコンテスト」の実施	1回/年	1回/年

令和2年度 第1回「長崎県食品ロス削減ポスターコンテスト」



中学生の部 最優秀作品



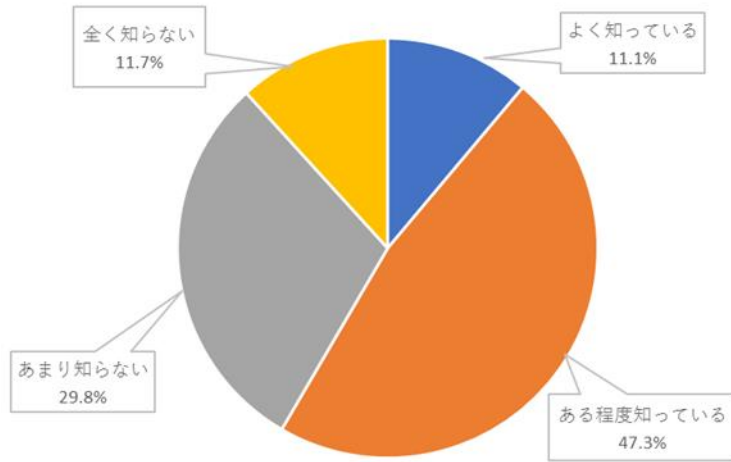
小学校高学年の部 優秀作品



小学校低学年の部 優秀作品

第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

【内 容】	【現 状】 (令和2年度)	【目 標】 (令和7年度)
フードバンク活動の認知度	58.4%	95.0%



フードバンク活動の認知度

(資料：令和2年度 WEB 県政アンケート)

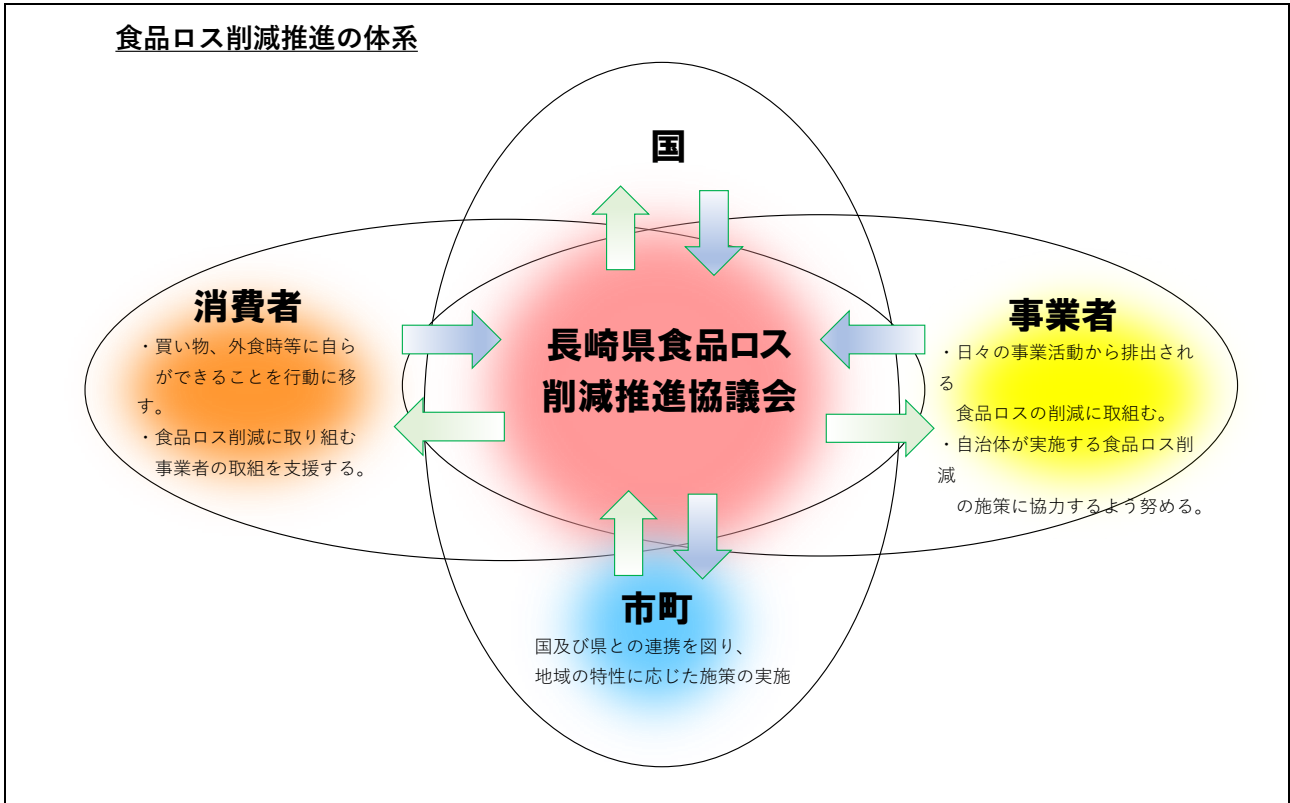
【内 容】	【現 状】 (令和元年度)	【目 標】 (令和7年度)
「九州食べきり協力店」登録店舗数	204店舗	500店舗



第5章 計画実現に向けた推進体制

1 推進体制

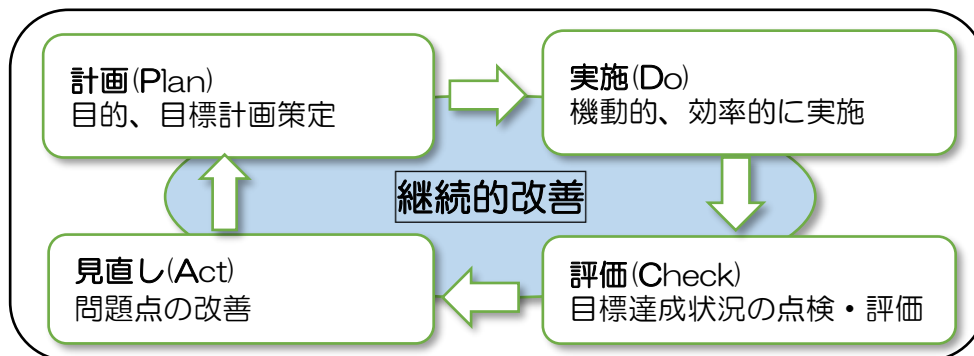
学識経験者、事業者、行政等で構成される「長崎県食品ロス削減推進協議会」を中心に、消費者、事業者、市町等と連携・協力して計画を推進し、県民運動として食品ロスを削減していきます。



2 進行管理

計画の目標の達成状況を毎年調査し、計画の進捗を検証してまいります。

また、「長崎県食品ロス削減推進協議会」に毎年の進捗状況を報告し、ご意見等を賜りながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。



<PDCAサイクルによる計画の推進>